

報道関係者 各位

平成 24 年 7 月 31 日

【照会先】

社会・援護局地域福祉課

課長補佐 西尾 典弘(内線 2856)

地域福祉係長 山本 明彦(内線 2859)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2615

孤立死の防止対策について都道府県などに通知（住宅供給事業者等との連携）

本年5月11日にいわゆる「孤立死」について、防止対策をとりまとめた総合的な通知（別添参考資料参照）を発出したところですが、本日、国土交通省と連名で住宅供給事業者等宛の事務連絡を別添のとおり発出したのでお知らせします。

【別添事務連絡の概要】

① 住宅供給事業者等に対して福祉担当部局との連携を依頼

住宅供給事業者等に対し、自治体の民生主管部局等から、生活困窮者の必要な情報提供や連絡・連携体制の構築について協力要請があった場合は、積極的な協力を依頼。

住宅セーフティネット法の居住支援協議会で孤立死防止対策等を検討することができることも例示。

② 個人情報保護の適用外の理解促進

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できることの確認。

③ 住宅供給事業者等が福祉担当部局と連携している事例の紹介

○滋賀県野洲市「生活弱者発見・緊急プロジェクト」

家賃滞納等の情報から不動産管理会社が本人の状況を確認、SOSを発見した場合、本人の同意の下に市役所へ連絡。行政サービスを活用し生活再建支援を実施する。

○福岡県北九州市「いのちをつなぐネットワーク事業」

地域関係団体、ライフライン事業者、住宅供給公社、URなど、様々な団体の日頃の業務や活動の中で、いのちに関わる心配な事態に気づいた場合、区役所等につなぐなど、それぞれの特性にあった協力を実施。

○神奈川県横浜市「安心生活創造事業」の公田町団地（UR賃貸住宅）

同団地の自治会等がNPO法人を設立し、見守りや買い物支援を実施。URモデル事業として80戸の居室等に人感センサーを設置し、異常を感知したら安否確認を行う。